

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料が改定されたことに伴い、本県においてもこれに準じて、太陽光発電設備等を占用物件に追加するため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 太陽光発電設備および風力発電設備を新たに占用物件に追加することとします。（別表関係）

(2) その他

ア この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第52号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	820
-----------------	------------------	-------	-----

別表政令第7条第2号に掲げる工事用施設および同条第3号に掲げる工事用材料および第7条第4号に掲げる仮設建築物および同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表政令第7条第6号に掲げる施設、政令第7条第7号に掲げる施設、政令第7条第8号に掲げる施設および自動車駐車場、政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物、政令第7条第10号に掲げる器具および政令第7条第11号に掲げる施設の項中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「第7条第8号」を「第7条第10号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に、「第7条第11号」を「第7条第13号」に改め、同表注5中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「同条第11号」を「同条第13号」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧					新						
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			占用物件の種類			単位	占用料の額	
										市の区域	町の区域
(略)											
道路法施 行令（昭和 27年政令 第479号。 以下「政 令」とい う。）第7 条第1号 に掲げる 物件	(略)	(略)				道路法施 行令（昭和 27年政令 第479号。 以下「政 令」とい う。）第7 条第1号 に掲げる 物件	(略)	(略)			
幕（政令第 7条第2 号に掲げ る工事用 施設であ るものと 除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	20	10	幕（政令第 7条第4 号に掲げ る工事用 施設であ るものと 除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	20	10		
		その面積 1平方メ ートルに つき1月	200	99		その面積 1平方メ ートルに つき1月	200	99			
(略)		(略)	(略)		(略)		(略)				
					政令第7条第2号に掲げる工作 物					占用面積 1平方メ ートルに つき1年	1,000 820

<u>政令第7条第2号に掲げる工事用施設および同条第3号に掲げる工事用材料</u>		<u>占用面積 1平方メートルにつき1月</u>	200	99
<u>政令第7条第4号に掲げる仮設建築物および同条第5号に掲げる施設</u>			100	82
<u>政令第7条第6号に掲げる施設</u>	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	<u>占用面積 1平方メートルにつき1年</u>	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
<u>政令第7条第7号に掲げる施設</u>	建築物	<u>占用面積 1平方メートルにつき1年</u>	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
<u>政令第7条第8号に掲げる施設および自動車駐車場</u>	建築物	<u>占用面積 1平方メートルにつき1年</u>	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
<u>政令第7条第9号に掲げる</u>	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	<u>占用面積 1平方メートルにつき1年</u>	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額

<u>政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料</u>		<u>占用面積 1平方メートルにつき1月</u>	200	99
<u>政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設</u>			100	82
<u>政令第7条第8号に掲げる施設</u>	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	<u>占用面積 1平方メートルにつき1年</u>	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
<u>政令第7条第9号に掲げる施設</u>	建築物	<u>占用面積 1平方メートルにつき1年</u>	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
<u>政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場</u>	建築物	<u>占用面積 1平方メートルにつき1年</u>	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
<u>政令第7条第11号に掲げる</u>	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	<u>占用面積 1平方メートルにつき1年</u>	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額

応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額
<u>政令第7条第10号</u> に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額	政令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額 Aに0.02を乗じて得た額
政令第7条第11号 に掲げる施設	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額

注1～4 省略

5 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第6号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるものおよび同条第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

6～9 省略

注1～4 省略

5 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるものおよび同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

6～9 省略